

# マイナンバー取得時のこんなときどうする!?

ここでは、マイナンバー取得時に悩みやすいケースについて、どのように対応すればよいか解説します。

## ケース① ロールオーバーをするお客様にマイナンバーの提供を拒否された



**N**ISAは、5年間の非課税期間が終わったときに、口座内の残高を①ロールオーバーするか（翌年の非課税投資枠に移すか）、②課税口座に移すか、③売却するかが選択できます。

2014年にNISA口座を開設したお客様の場合は、18年末に非課税期間が終了することになります。各金融機関では、これまでNISA口座を開設したお客様に対して、18年以降も継続してNISA口座を利用するためには、マ

インバーの提供が必要となることを、すでに文書の送付等にて説明しているでしょう。しかし、マイナンバーを提供していないお客様も一定程度いることと思えます。

### 新規投資ができない

マイナンバーの提供をしておらず、5年間の非課税期間終了に伴うロールオーバーを希望するお客様に対しては、改めてマイナンバーの提供を求めることとなります。

## ポイント

- マイナンバーの提供を拒否された場合でも謝絶せず、そのまま手続きを進める
- マイナンバーを提供しないままでは、新規投資ができないことを説明

す。マイナンバーの提供を拒否された場合であっても謝絶せず、提供なしのまま手続きは進めたほうがよいでしょう。

ただし、マイナンバーの手続きが終了するまで、新規投資ができないことには注意が必要です。例えば非課税期間終了時の残高80万円をロールオーバーする場合、マイナンバーが提供されていない状態では、残りの40万円の非課税投資枠で新規投資ができないこと、ただしロールオーバーされた残高80万円は引き続き非課税で保有でき、売却も自由であることを、お客様に理解してもらう必要があります。

## ケース②

### 特定口座を開設するお客様にマイナンバーの提供を拒否された



**投** 資信託の特定口座を新規開設するにあたり、お客様からマイナンバーを提供することは法律で定められており、制度の適用要件です。このことを説明してもなお、提供を拒否された場合、法律の定めに従ってもらえないことから、金融機関においては取引を謝絶することになります。

お客様には、法律で必要と定められていることを説明し、提供してもらえない場合は口座開設に応じられない旨をしっかりと伝えましょう。

### 再交付できることを説明

ただし、マイナンバーや通知カードは2016年1月のマイナンバー制度開始に伴って交付されたこともあり、時間が経過しているために紛失してしまったというお

## ポイント

法律で定められており、提供がなければ開設できない旨を説明

お客様も多くいることが想定されます。これらのカードを紛失したために提供を拒否しているケースも考えられるでしょう。

このようなお客様に対しては、カードの再交付が可能であることや、カード以外の書類でも対応可能なことを伝えます。

合わせて、通知カードの再交付の方法やマイナンバーカードの発行方法、マイナンバーの記載付きの住民票の写しの取得方法を説明するとよいでしょう。

このような説明をすることで、マイナンバーの提供を拒否するお客様を減らすことになると想定されます。

## ケース③

### 預貯金口座を開設するお客様に提供を拒否された



**2**018年1月から、マイナンバーの預貯金口座への付番が開始されました。これにより、金融機関はお客様のマイナンバーを取得することになっていきます。そのため、お客様からマイナンバーの提供を受けなくても口座開設手続きを行うことは可能です。

とはいえ、将来的にマイナンバーの提供が義務化される可能性はゼロではないことから、預貯金口座を新規で開設するお客様にマイナンバー提供をお願いすることは重要といえます。

### 謝絶せずに手続きを行う

預貯金口座を新規で開設するお客様にマイナンバー提供をお願いする際は、丁寧な説明が必要で

す。マイナンバーの提供に不安を感じるお客様もいるので、金融機関がマイナンバーを法令で定められる利用目的以外で利用はしないこと、厳格に管理を行っていることなどを強調するとよいと思われます。

それでもなお、お客様からマイナンバーの提供を拒否された場合は、法律上義務ではないことから、取引を謝絶せずに手続きを行います。

ただし、マル優や財形（年金・住宅）などの利用にはマイナンバーの提供が必要になりますので、利用を考えているお客様には、きちんと説明しておきましょう。

## ポイント

提供は任意であるため、拒否されても謝絶せず、手続きを行う